

昭和39年度岡垣町一般会計補正予算
歳入歳出補正予算

(歳 入)

款	項	補正前の額	補正額	計
4分担金及び負担金		千円 653 652 70.005 1.626 67.885 3.907 399 3.167 9.685 3.199 6.586 8.194 1.継 越 金 13町	千円 171 171 32.602 6 32.596 639 1 638 2.119 121 1.998 11.102 11.102 4.500 4.500	千円 824 823 102.607 1.632 100.481 4.546 400 3.805 11.804 3.220 8.584 19.296 19.296 7.900 7.900
6国 庫 支 出 金	2負 担 金	1.626	32.602	102.607
7県 支 出 金	1国 庫 庫 負 担 金	67.885	32.596	100.481
8財 産 収 入	2財 産 連 手 収 入	3.907 399 3.167 9.685 3.199 6.586 8.194 1.継 越 金 1町	639 1 638 2.119 121 1.998 11.102 11.102 4.500 4.500	4.546 400 3.805 11.804 3.220 8.584 19.296 19.296 7.900 7.900
	合 計	177.936	51.133	229.069

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1議 会 業 費	1町 議 会 費	千円 6.618 6.618 27.657 20.157 5.235 2.000 171 14.969 3.446 195 4.122 2.879 1.243 12.483 12.483 38.474 38.269 115 523 523 16.115 2.645 3.412 2.077 7.981 1.443 1.443	千円 836 336 8.471 8.400 90 10 △ 29 717 192 525 2.653 10 2.643 1.247 1.247 185 135 50 24 4.002 20 1.845 788 1.349 363 363	千円 6.954 6.954 36.128 28.557 5.325 2.010 142 15.686 3.638 720 6.775 2.889 3.886 13.730 13.730 38.659 38.404 165 547 547 20.117 2.665 5.257 2.865 9.330 1.806 1.806
2総 勤 労 業 費	1總 勤 稽 管 費	27.657	8.471	36.128
3民 生 生 費	2總 勤 稽 管 費	20.157	8.400	28.557
4衛 生 生 費	3戶 稽 登 記 費	5.235	90	5.325
5勞 勤 費	4選 住 挙 費	2.000	10	2.010
6農 林 水 産 業 費	1保 健 術 費	171	△ 29	142
7商 工 木 費	2清 健 術 費	14.969	717	15.686
8土 防 費	3生 童 保 護 費	3.446	192	3.638
9消 防 費	4生 童 保 護 費	195	525	720
	5健 術 費	4.122	2.653	6.775
	6衛 生 費	2.879	10	2.889
	7業 對 策 費	1.243	2.643	3.886
	8業 對 策 費	12.483	1.247	13.730
	9業 對 策 費	12.483	1.247	13.730
	10業 對 策 費	38.474	185	38.659
	11業 對 策 費	38.269	135	38.404
	12業 對 策 費	115	50	165
	13業 對 策 費	523	24	547
	14業 對 策 費	523	24	547
	15業 對 策 費	16.115	4.002	20.117
	16業 對 策 費	2.645	20	2.665
	17業 對 策 費	3.412	1.845	5.257
	18業 對 策 費	2.077	788	2.865
	19業 對 策 費	7.981	1.349	9.330
	20業 對 策 費	1.443	363	1.806
	21業 對 策 費	1.443	363	1.806

議会だより

第五回岡垣町議会臨時議会は
八月二十九日八時三十分岡垣町
議会議事堂に招集され次の議案
を可決した。

議案第四十四号

町営住宅建築工事請負契約に
ついて

全員一致で可決

この議案は町営住宅建築工事
について村上工務店に請負契約
を締結したので町議会の承認を
求めた請負金額 六、九〇〇千円
工期 自十一月二十日より
至十一月二十日まで
議案第四十五号選挙管理委員および補充員の
選挙について

全員一致で可決

この議案は選挙管理委員会委
員中欠員が出来たため地方自治
選挙について請負金額 六、九〇〇千円
工期 自十一月二十日より
至十一月二十日まで
議案第四十六号選挙管理委員および補充員の
選挙について

全員一致で可決

この議案は選挙管理委員会委
員中欠員が出来たため地方自治
選挙について請負金額 六、九〇〇千円
工期 自十一月二十日より
至十一月二十日まで
議案第四十七号選挙管理委員および補充員の
選挙について

全員一致で可決

この議案は選挙管理委員会委
員中欠員が出来たため地方自治
選挙について請負金額 六、九〇〇千円
工期 自十一月二十日より
至十一月二十日まで
議案第四十八号選挙管理委員および補充員の
選挙について

全員一致で可決

この議案は選挙管理委員会委
員中欠員が出来たため地方自治
選挙について請負金額 六、九〇〇千円
工期 自十一月二十日より
至十一月二十日まで
議案第四十九号選挙管理委員および補充員の
選挙について

全員一致で可決

この議案は選挙管理委員会委
員中欠員が出来たため地方自治
選挙について請負金額 六、九〇〇千円
工期 自十一月二十日より
至十一月二十日まで
議案第五十号選挙管理委員および補充員の
選挙について

全員一致で可決

この議案は選挙管理委員会委
員中欠員が出来たため地方自治
選挙について

法第一八二条の規定により選挙
管理委員および補充員の選挙を
求めた。

選挙管理委員に手野の松井務氏
補充員に原の花田三次氏を選任
した。

第三回岡垣町議会定例議会は
九月二十六日十時招集され次の
議案を可決した。

議案第四十七号
教育委員会委員の任命について
この議案は岡垣町議会定例議会
求めたものであるが保留となり
継続審議となる。

議案第五十号
賛成多数で可決

この議案は岡垣町議会定例議会
求めたものであるが保留となり
継続審議となる。

議案第五十一号
賛成多数で可決

この議案は福岡市の俵口光雄
氏より寄附の申入れがあったの
で地方自治法第九六条第一項第
八号の規定により受入れた。

議案第五〇号
賛成多数で可決

この議案は岡垣町道路線（里道）
の廃止について満場一致で可決
された。

議案第五十二号
賛成多数で可決

この議案は海老津六反田附近
里道を変更せるものである。

議案第五十三号
賛成多数で可決

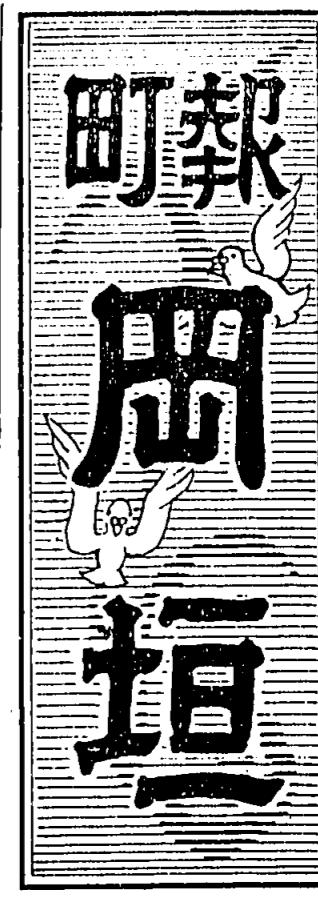
この議案は監査委員吉田重雄
氏任期満了による後任に高倉の
中野菊松氏を選任した。

議案第五十九号
賛成多数で可決

この議案は岡垣町監査委員会委員の選任について
この議案は岡垣町監査委員会委員には委員長
樋原伝吉、副委員長川原清彦、
都市計画委員会は解消し岡垣總
合開発委員会とする。

議案第五十九号
賛成多数で可決

この議案は岡垣町総合開発委員会には委員長
平井政秀、田原繁城、広渡松雄
木原善次、河原安八、小早川亨
木原寿雄、各氏が選任された。



行 場 所
岡 墓 責 者
岡垣町長 俵口 静江

印 刷 所
有限会社 大和印刷所
電話 東郷 27番

昭和三十九年度岡垣町一般会
計補正予算(第一号)
賛成多数で可決(別掲)

議案第五十三号
昭和三十九年度岡垣町特別会
計簡易水道補正予算(第一号)
賛成多数で可決

議案第五十四号
岡垣町農業構造改善事業促進
費補助金交付規程(案)
賛成多数で可決

議案第五十五号
賛成多数で可決(別掲)

補充選挙人名簿については、今回公職選挙法の一部を改正する法律、並びに同法施行令の一部を改正する政令、及び同法施行規則の一部を改正する省令の施行により登録申請の手続等の合理化について措置がとられたことになりました。

すなわち、従来補充選挙人名簿の登録申請は当該選挙を管理する選挙管理委員会が定めた期間中にかぎり申請することを認めていたが今回の改正により、この制度の外に新たに基本選挙人名簿又は、補充選挙人名簿に登録されていない日本国民で市町村の区域内に住所を有し、年令満二十年に達した者、又は年令満二十年以上で他の市町村から住所を移した者は隨時に登録の申出をすることが出来ることになったのであります。よって新有権者や住所移転者は選挙執行の有無にかかわらず、隨時に補充選挙人名簿登録の申出をしておくことにより、登録資格を具備している場合には、選挙の際に調製される補充選挙人名簿に登録されることになる。そしてこれが事務処理、殊に

一ツトセー
日日の暮しは政治から
政治の基盤は選挙から
二人の仲でも投票は
各自の意見で決めましょう
三ツトセー
見たり聞いたり調べたり
よめむこ取る氣で
選びましょ
四ツトセー
よい人選んで国造り
あなたもわたしも選ぶ役
五ツトセー
無意義なみくい贈り物
義理や人情にからまるな
何事おいても棄権すな

尊い権利と責任だ
やるぞ我等の審判で
まことの代表おくります
九ツトセー
無効投票せぬ様に

投票果して日本晴れ
公明選挙の実が結ぶ
十ツトセー

選挙管理委員会
公明選挙推進協議会

公職選挙法の一部改正

10教 育 費	49,935	32,170	82,105
11災 害 復旧費	40,338	32,102	72,440
2小保 學健 校體 費費	165	68	233
5農林水產災害復旧費合	52	965	1,017
	41	965	1,006
	計	177,936	51,133
			229,069

昭和39年度岡垣町特別会計簡易水道補正予算

(歳入)		補正前の額	補正額	計
款	項	千円	千円	千円
2綫 越 金	1綫 越 金 合	300	1,092	1,392
	計	4,159	1,092	5,251

(歳出)		補正前の額	補正額	計
款	項	千円	千円	千円
1簡 易 水道費	1水道管理費 合	2,192	1,092	4,004
	計	4,159	1,092	5,251

世の中の安定と所得の増大でか、年々成人式への服装が華美になってきている。とくに女子の場合は晴れ着の競覇会の観を呈する。
成人式という人生第二のくぎり、社会人としての新しい出発点を有意義に、又輝やかしいものにしたいという希望もあるうし、女子の場合嫁入り前にはどうしてもいるからと、本人も考え、親もせびられてのことだらうが、着物のことを考えると成年式には出席したくないと胸を痛めている少女もあることをお知らせします。

誰しも美しい着物は着たい。だが二十才ではまだ自分で訪問着を買うだけの余裕はあるまい又たとえあつたにしても、他人に見せるため、自己を誇示するため、無理をして新調することもあるまい。
要は成人男女とも自主性をもち、外聞や服装などにはこだわらず、自分のあるがまゝの姿で渾歩して全員出席して頂きたい。

昭和 39 年度 農業祭 予 告

岡垣町第四回農業祭を下記のとおり、11月23日勤労感謝の日に挙行致します。

恵まれた気象条件や、科学技術の進歩で、連續三年大豊作をかち得たよい年でありますので農業祭を意義あらしめるため、皆さんふるって御参加下さい。

農業祭 行事 内 容

事業名	農業祭場所	主管	備考
1畜産品評会	神社境内南側	振興課	11月23日午前8時30分受付 " 9時審査開始
2農産物品評会	農協共同集荷場	青年団	11月22日午前中受付 " 23日 展示
3動力耕耘機競技会	西鉄バス高倉停留所北側	農協青壯年	11月23日午前8時30分受付 " 9時開始
4婦人会芸能コンクール	高峯館	婦人会	11月23日午後1時
5写真展示会	高峯館	婦人会	11月23日展示
6農機具演展示会	神社境内	農協	11月23日展示
7各種農業統計展示	農協集荷場	"	"
8果樹苗木、庭木展示即売	神社境内	業者	11月23日展示即売

尚当日は、高倉神社の新嘗祭の祭典が行われますので多数御参拝下さい。

岡垣町農業振興課
高倉 神社

郵便貯金 二兆円 突破

国際収支の均衡と物価の安定は、わが國經濟当面の課題で、「貯蓄が人を自立させ、國を自立させる」点から、貯蓄の増強は一層重要性を増して来ました。実際生活の安定と向上は、合理的な生活設計と計画的な貯蓄に

あります。

郵便貯金は、國民の身近かにありよく利用され、今年十月に二兆円を超え、大蔵省資金運用部を通じ、県や市町村に融資されています。

岡垣町が現在まで、この融資

をうけたのは左の通り

貸付年月日	用途	当初貸付額万円	
S 26.3.1	中学校建築事業	210	
S 27.3.10	六三制整備事業	80	
S 29.5.20	小学校老朽改築事業	500	
"	現年度発生公共災害復旧	170	
S 29.5.31	" 単独 "	400	
S 30.3.25	義務教育施設整備事業	200	
S 32.9.2	"	300	
S 33.4.25	小学校改築事業	400	
S 35.6.30	単独災害復旧事業	110	
S 37.5.30	簡易水道新設事業	650	
S 38.2.22	消防施設整備事業	100	
S 38.5.10	過年度発生補助災害復旧	100	
計	12 口	3,220	

社会福祉協議会へ香典返しとして寄附

吉木
故加藤キクノ氏（六十九才）
九月二日死亡
加藤権次氏より寄附

新海若津
故樋高栄氏（六二才）
八月三一日死亡
樋高宣夫氏より寄附

東海老津
故野上三千夫氏（四七才）
九月二十四日死亡
野上ヨシ子氏より寄附

野間
故松井保氏（五一才）
九月二十四日死亡
松井トモエ氏より寄附

戸切河内
故花田万吉氏（八二才）
九月四日死亡
花田一章氏より寄附

写真展

本年六月号で予告しておきました写真展を催しますので、至急作品を役場公民館宛お送り下さい。

（十一月十日まで）
展示日
十一月二十三日
展示場
農業祭会場とその後は役場公民館

応募題材
岡垣町観光宣伝になるもの
の
応募基準
手札型以上一人五点以内
他は前掲の通りで省略

その他の参考品があつたらお知らせ下さい。

簡易水道の現況

昭和三十五年に厚生大臣の認可を経て、昭和三十五年度、昭和三十六年度二ヵ年事業にて施設を完成、昭和三十七年五月より給水を開始したが、その後給水区域内における急激なる宅地造成による給水人口の増加により、当初計画の頂点に達し、水源池の水量にも限度がある。そこで、町当局では今後の給水について拡張計画中ではあるが、早急なる実現に日時を要するので、現在の水源池の水量を最大限に利用して公衆衛生の向上と生活環境の改善に貢献するため、給水区域内の各使用者の御尽力を御願い致します。

尚拡張計画が実現する迄は各世帯でも多く現在の水量で水道の恩恵を受けられるよう相互扶助の精神の高揚に努めてもらいたいものです。



←一郵便貯金の融資で出来た源十郎の簡易水道水源池

岡垣町給与所得者連合会の運動目標と新役員の決定

連合会は平和で麗わしい郷土建設を目指して活動を続けて参りましたが第十二回定期大会にて活動目標と具体的の進め方を決定確認し新役員が決められたので紹介します。

1、明るい町政と勤労者の豊かな生活を築きあげる。
2、町民による町民のための行財政を確立する。
3、町内における勤労者の諸権利厚生事業の拡大。
4、町議会との緊密な連携と町内各階層との交流。

会長 花田 守
(たちばな自治会)
副会長 樋口 新
(高倉)
島見一郎 (山田)

長記書 森忠臣

財政部長 井上公徳

戰傷病者戰歿者等遺族

援護法等の一部改正

第四六通常国会でもとの軍人
軍属の遺族に対する援護が次の一
とおり改善され、来る十月一日
から施行されることになりまし
たから、まだ遺族年金等を貰っ
ていないので、今度の改正法
にてはまる人は居住地の町役
場で請求手続きをしてください。
なお七年以内に請求しないときは
は時効により権利が消滅します
から注意して下さい。

戦地勤務の影響により死亡したとき。

第四六通常国会でもとの軍人
軍属の遺族に対する援護が次
とおり改善され、来る十月一日
から施行されることになりまし
たから、まだ遺族年金等を貰っ
ていないもので、今度の改正法
にあてはまる人は居住地の町役
場で請求手続きをしてください。
なお七年以内に請求しないとき
は時効により権利が消滅します
から注意して下さい。

4 もとの軍人軍属の配偶者、父
母、祖父母、入夫婦による妻
の父母等が再婚（事実上の婚
姻を含む）したときは遺族年
金、遺族給与金は支給されな
いことになつていきましたが、
今回の改正により昭和二十二
年二月一日から昭和二十七年
四月二十九日までの間に再婚を解
し、同期間にその再婚を解

戦地勤務の影響により死亡し
たとき。

吉木小学校は昭和三十四年、視聴覚教育、特に放送利用による学習指導を研究しておりました。が、本年度県教委の視聴覚教育実験学校に指定され、又NHKの放送教育研究委嘱校となりましたので、第一回の研究発表会を十一月五日開催しました。

八時五五分から公開授業、十三時五五分から研究発表、十三時から分科会、十四時十分より講演、講評。来賓初め郡内外より二百八十名の先生方やP.T.Aの方が参加され、遠くは長崎県の方も

赤ん坊会の結果

三等	宮崎寿祐	吉木
二等	長谷川ますみ	内浦
一等	加藤直子	三吉
三等	広田千鶴	白谷
二等	努力賞	大木千恵子 (吉木)
一等	百合野	
二等	木下正幸	
三等	糸山智恵子	〃
二等	小野 猛	
二等	前田利幸	
二等	上海老津	
二等	白谷	
二等	野田秀子	
二等	糠塚	
二等	廣渡初美	
二等	新海老津	
二等	山本主税	
二等	古川義孝	
三吉	なお一等から二等までの入賞者及び努力賞の赤ん坊は十月八日遠賀郡の赤ん坊会に参加、その結果、大木千恵子さんが二等小野猛さんが三等に入賞されました。	

更に昭和十二年七月七日以後の事変地勤務中のものにも適用されることになりました。但し事変地に於けるものは戦地の額の十分の六が支給され公務扶助料は支給されません。3 遣族一時金の制度が新設され

の一部が次のとおり改正されました。

次の遺族に一時金として十万円が支給されることになります。
した。
但し、すでに遺族年金等の支給を受けている人には支給されません。
ア 軍人軍属が在職期間中（軍属は戦地、事変地勤務中）公務により傷病を受け、この傷病に併発した疾病により在職中又は退職後二年（結核、精神病は六年）以内に死亡したとき。

精神病は六年)以内に死亡したときは、特例遺族年金又は特例扶助料が支給されていますが、その適用期間が昭和十六年十二月八日から昭和二十一年九月一日までとなっていましたものを昭和二十年十一月三十一日または、内地上陸の日までに期間が延長されました。また延長された期間については特別弔慰金の支給の対象にもなることになりました。

団体の部

優勝 東海老津チーハ
三位 二位 波津
三位 三吉と吉木

東海老津優勝

十月九日高倉神社で、公民館
対抗相撲大会を実施、一チーム
を小学生一名、中学生一名、二
十才以下一名、二十才以上二名
計五名で編成したので、選手が
そろわざ九チームしか出場しな
かつたが、昨年より二チーム多
く出ている。

個人の部優勝者

小学生 本田文生
中学生 山田敬一
一般 石田勝義

尚九日午後七時から、岡垣町体協相撲部主催で奉納相撲を催した。